

審 査 意 見 （ 要 綱 ）

玉野市公共下水道玉野東処理区 下水道終末処理場建設事業環境影響評価調書について、関係地域住民及び学識経験者の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、事業の実施に際しては、調書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講ずることとされたい。

記

1. 自然環境保全項目

ア 周辺海域の水生生物の生息環境を保全するため、定期的に放流口周辺海域の水質及び生物の調査を行い、必要に応じ適切な対策を講ずること。

2. 景観

ア 周辺景観と調和するよう、高木を含む植栽計画を策定すること。

イ なお、樹種の選定に当たっては、事業計画地が沿岸部に位置すること、及び塩田跡地であることに十分配慮すること。

イ 建屋、構造物については形態、意匠、色彩に配慮し周辺景観との調和を図ること

3. 生活環境保全項目

(1) 水質

ア 放流水の窒素、磷については、周辺海域の富栄養化を防止するため、現況の排出負荷量が削減されるよう、高度処理の導入を検討すること。

イ 工事中の濁水防止対策を徹底すること。

(2) 騒音・振動

ア 工事に当たっては、周辺民家への騒音・振動の影響を極力低減させるため、低騒音型・小型の施工機械の導入に努めるとともに、騒音・振動の測定調査を実施し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

イ 施設稼働時の騒音については、予測された騒音レベルを達成するよう対策を講ずること。

(3) 悪臭

悪臭対策については、施設の稼働時はもとより、停電、施設修理時等においても、悪臭の発生がないよう十分配慮すること。

また、定期的に悪臭の排出状況等の監視を行い、悪臭防止に万全を期すこと

4. その他

(1) 一般廃棄物最終処分場跡地の利用

事業計画地の一部は一般廃棄物最終処分場跡地であるので、廃棄物が埋められている層を掘削しない方法を検討すること。

なお、工事に伴い廃棄物が掘削された場合は、適正に処分すること。

(2) 汚泥の処理・処分

発生する汚泥については、減量化、再資源化等に努めるとともに、処理・処分に当たっては、環境保全上支障が生じないよう留意すること。

(3) 地元理解

周辺住民に対して、今後具体化する施工・施設計画、環境保全措置等の内容を適宜十分に説明するなど、理解と協力を求めながら事業を進めること。

(4) 環境管理計画

地域の環境保全に万全を期するため、県と協議の上、環境管理計画を策定し、当該事業が環境に及ぼす影響を把握し、その結果を事業の実施に反映させること。

**玉野市公共下水道玉野東処理区下水道 終末処理場
建設事業の概要及び関係地域住民への周知結果**

1. 事業計画

- (1) 事業の名称 玉野市公共下水道玉野東処理区 下水道終末処理場建設事業
- (2) 事業者 玉野市
- (3) 事業目的等 市民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資するため。
- (4) 計画位置 玉野市東野崎
- (5) 計画地の現況 裸地3.5ha（塩田跡地；一部一般廃棄物最終処分場跡地）
- (6) 計画諸元

項 目		諸 元
下水道計画	目標年次	平成30年
	区域面積	413ha
	計画処理人口	11,500人
終末処理場	処理方式	オキシデーショondiッチ法
	放流先	瀬戸内海
	計画汚水量	日平均 7,200立方メートル/日 日最大 8,700立方メートル/日
	計画放流水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) 20mg/リットル 浮遊物質 (SS) 30mg/リットル

2. 関係地域住民への周知結果

・概要書の配布等

玉野市白石地区、鼈頭（ごうとう）地区、東野崎地区（計330戸）を対象に、調書の縦覧、説明会の実施について記した文書と概要書の配布を行った。

また、市役所の掲示板には周知文書を掲示した。

・縦覧期間

平成9年1月14日（火）～平成9年1月29日（水）（土、日及び祝日を除く。）

・縦覧場所

玉野市役所上下水道部下水道課、山田市民センター

・説明会

平成9年1月20日	午後7～8時30分	山田市民センター
1月21日	午後7～8時45分	〃
1月24日	午後7～8時50分	〃
1月27日	午後7～8時50分	〃
1月28日	午後7～9時30分	〃

平成9年1月23日 午後7～8時50分 鼈頭地区会長宅

・意見書の提出

6通